**平成２４年（フ）第１３４号**
岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字沢118番地１
破産者　有限会社東海ＫＳＨ
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第６号**
岐阜県揖斐郡大野町大字中之元102番地２
破産者　髙楯　政義
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第１３１号**
静岡県富士宮市野中町787番地
破産者　塩川建設株式会社
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第２７４号**
岡山県倉敷市児島下の町７丁目１番21号
破産者　三好　　勝
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２７５号**
岡山県倉敷市児島下の町７丁目１番21号
破産者　三好　貞子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９２号**
山口県宇部市大字中宇部小羽山1738番地８
破産者　株式会社システムプランニング
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第１６４号**
熊本市中央区安政町８番16号
破産者　株式会社村瀬海運
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第４７２号**
神奈川県平塚市土屋2297番地の７
破産者　千葉　正行
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第５０９号**
兵庫県西宮市山口町名来１丁目15番17号、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪4887番地の２
破産者　木田　和信
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第５３３号**
大阪府泉大津市池浦町４丁目５番14―102号
破産者　宮薗　博文
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第１９８号**
奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の３
破産者　小野建設こと　小野　　隆
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１９９号**
奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の３
破産者　小野　清典
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第２７６号**
奈良県大和高田市大谷598―１　塚本ローズシャトー401号室、住民票上の住所奈良県大和高田市大字池田492番地11
破産者　森　　一晃
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第４４号**
福岡県八女郡広川町大字一條1408番地10コーポ一条104号、前住所福岡県北九州市小倉南区津田新町３丁目９番18号
破産者　脇屋敷正人
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第１３２３号**
札幌市白石区平和通７丁目北10番１―102号
破産者　石田　敏子
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２１６５号**
札幌市北区篠路３条２丁目１番30号　グリーンフィールドⅠ―202号
破産者　佐藤　貴志
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３２３号**
札幌市西区発寒９条11丁目９番19号　コーポ池田Ｂ―３号
破産者　木村　桂子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３８０号**
札幌市北区北18条西３丁目１番30―202号
破産者　高橋　則文
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０６号**
盛岡市山王町４番22号、住民票上の住所盛岡市茶畑２丁目13番４号
破産者　赤坂　一馬
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部